

# 京都府立北稜高等学校と人間文化研究機構総合地球環境学研究所との 教育協力に関する基本協定書

京都府立北稜高等学校（以下「甲」という。）と大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所（以下「乙」という。）は、教育協力に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙との包括的な連携によって、人的及び知的交流を積極的に行い、環境教育の実施・研究開発を推進し、もって相互の研究・教育の一層の進展と社会の発展に資することを目的とする。

## （教育協力事項）

第2条 本協定による教育協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲における環境教育活動に関すること。
- (2) 乙における環境教育研究に関すること。
- (3) その他本協定の目的のために双方が必要と認める活動に関すること。

## （本協定の有効期間等）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日とする。

- 2 本協定の有効期間満了前に、双方による協議及び合意があった場合は、両機関は、本協定を、3年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。
- 3 双方による協議及び合意があった場合は、両機関は、本協定を改定・終了することができる。

## （その他）

第4条 本協定に定めるもののほか、教育協力の実施に関し必要な事項は、双方が協議の上定めるものとする。

- 2 本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成28年9月 / 日

（甲）

京都府立北稜高等学校

校長 桂 幸生

桂 幸生

平成28年9月 / 日

（乙）

大学共同利用機関法人  
人間文化研究機構総合地球環境学研究

所長 安成哲三

安成 哲三